二十　［略］
二十一　［略］
二十二　［略］
二十三　［略］
二十四　［略］

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　［略］

２　前項に掲げるもののほか、総務部に、統括国税管理官及び情報処理管理官（東京国税局及び大阪国税局に限る。）を置く。

３　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	一人	〃
仙台国税局	一人	〃
関東信越国税局	三人	〃
東京国税局	七人	十人
金沢国税局	一人	〃
名古屋国税局	四人	〃
大阪国税局	三人	三人
広島国税局	二人	〃
高松国税局	一人	〃
福岡国税局	一人	〃
熊本国税局	一人	〃
合計	二十五人	十三人

（企画課の所掌事務）

第四百五十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　第五百五十二条第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

三　［略］

四　［略］

五　［略］

十九　［同上］
二十　［同上］
二十一　［同上］
二十二　［同上］
二十三　［同上］

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　［同上］

２　第一項に掲げるもののほか、東京国税局に情報処理管理官九人を、大阪国税局に情報処理管理官三人を置く。［項を加える。］

（企画課の所掌事務）

第四百五十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］［号を加える。］

二　［同上］

三　［同上］

四　［同上］